

医薬第143号
平成28年4月11日

各保健所設置市保健所長 様
各総合振興局（振興局）
保健環境部長・地域保健室長 様

（北海道）保健福祉部地域医療推進局医務薬務課長

麻薬小売業者間譲渡許可に係る手続の運用について

地方分権改革に伴う麻薬小売業者間譲渡許可制度の改正については、平成28年3月7日付け医薬第3364号で通知したところですが、今回の制度改正に伴う麻薬小売業者間譲渡許可制度の具体的な運用について、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課から別添1のとおり事務連絡がありました。

つきましては、別添2のとおり「北海道における麻薬小売業者間譲渡許可に係る手続きについて（質疑応答）」を作成したので、次の事項に留意の上、貴管内の麻薬小売業者への周知及び指導についてよろしくお願いします。

なお、「麻薬小売業者間譲渡許可に係る手続きの運用について」（平成19年8月28日付け医薬第828号医務薬務課長通知）は本通知の発出をもって廃止します。

また、一般社団法人北海道薬剤師会長、一般社団法人北海道医薬品卸売業協会会長、北海道麻薬協会会長及び北海道製薬協会会長には別途通知していることを申し添えます。

記

1 申請書等の提出先

- (1) 申請者(届出者)の麻薬業務所の最寄りの保健所又は保健所の支所（旭川市又は函館市に麻薬業務所が所在する場合は、各市の保健所）
- (2) 札幌市又は小樽市に申請者(届出者)の麻薬業務所が所在する場合は北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課（〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目）

2 申請（届出）時の留意点について

- (1) 全ての申請者(届出者)は同時期に2以上の麻薬小売業者間譲渡許可を受けるとはできないこと。
- (2) 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間の始期において、全ての申請者(届出者)が麻薬小売業者の免許を受けている場合に限り、許可の効力を有すること。

(3) 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内に、新たに麻薬小売業者を許可対象に加えようとする場合は、事前に麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届により届出する必要があること。

3 立入検査について

麻薬小売業者への立入検査の実施に当たっては、当該許可書等を確認するとともに、許可業者間における麻薬の譲渡、譲受が適正に取り扱われているかどうかを確認すること。

4 譲渡する麻薬への記載事項

当該許可に係る麻薬の譲渡は、分割販売（零売）として取り扱うこととなるため、譲渡する麻薬には医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）第50条及び第52条各号に基づく事項を記載する他、分割販売する者の責任を明確にするため、販売業者の氏名及び住所の記載が必要であり、また、譲渡する麻薬が毒薬又は劇薬である場合は、医薬品医療機器等法第44条に基づく表示も必要であることを指導すること。

連絡先

医務薬務 G 担当 小島

011-231-4111

内線（25-331）